

平成26年8月8日  
株式会社山口銀行(単体)

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年6月期自己資本比率・バーゼル 基準)

(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額	289,940	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	10,385	1a
うち、利益剰余金の額	279,554	2
うち、自己株式の額( )	-	1c
うち、社外流出予定額( )	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	10,121	40,484
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	300,061	6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	786	3,144
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	786	3,144
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
繰延ヘッジ損益の額	70	282
適格引当金不足額	515	2,055
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	2,117	8,469
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	1,553	6,214
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

その他Tier1資本不足額	1,030		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額	(口)	5,932	28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額((イ) - (口))	(ハ)	294,128	29
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額	(二)	-	36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,030		
うち、適格引当金不足額に関連するものの額	1,030		
Tier2資本不足額	-		42
その他Tier1資本に係る調整項目の額	(ホ)	1,030	43
その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額((二) - (ホ))	(ヘ)	-	44
Tier1資本			
Tier1資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト)	294,128	45
Tier2資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	21		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	21		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	27,964		
うち、評価・換算差額等に関連するものの額	27,964		
Tier2資本に係る基礎項目の額	(チ)	27,985	51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	2,509	10,038	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55

経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,139		
うち、適格引当金不足額に関連するものの額	1,030		
うち、旧告示における控除項目に該当するものの額	108		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	3,648		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	24,337		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	318,465		59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	38,716		
うち、前払年金費用に関連するものの額	8,469		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	27,102		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額	3,144		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,176,305		60
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率((ハ) / (ヲ))	13.51		61
Tier1比率((ト) / (ヲ))	13.51		62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))	14.63		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	32,378		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	26,493		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	21		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	102		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	12,317		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85